

国民健康保険都道府県化の協議状況について

1. 県・市町村連携会議の開催

県と市町村（担当課長）の調整会議を毎月開催し、平成30年度に向けて県の調整方針の方向性について協議中。国が拡充する公費配分方針の変更等により、具体的な財政シミュレーションの実施が遅延している状況。今後は県が行う試算の結果をもとに、具体的な協議を進めていく予定。

2. 国民健康保険の都道府県化の概要

(1) 国保制度改革の主な変更点

国の財政支援の拡充（約3400億円）

都道府県と市町村がともに国保の保険者となりそれぞれの役割を分担

(2) 都道府県化の目的と検討課題

①財政の安定化

県は各市町村の医療費や所得の水準をもとに市町村ごとに国保事業費納付金（以下、納付金）を決定して徴収。国保の保険給付に必要な額は、納付金と国からの公費により県が全額を賄う。市町村は当該年度に財政赤字が生じるリスクが解消される。

<ポイント>

- 当該年度に不測の医療費の急増等が生じても県が保有する財政調整基金で補填される。市町村が赤字になることはないが、次年度の納付金に上乗せとなる。
- 保険料の収納率低下等の市町村の事由により財政不足が生じた場合は、同基金から県が貸付を行い補填（一般会計からの赤字補填は原則禁止）。貸付を受けた場合、3カ年で返済が必要。
- 保険料負担が加重にならないように市町村が保有する基金で調整する必要がある。

②保険料負担の平準化

県は算定した納付金額をもとに市町村ごとの「標準保険料率」を示し、市町村はそれを参考に保険料率を決定。これにより県内市町村間の保険料負担格差を平準化する。

<ポイント>

- 30年度の県内の保険料率の統一は行わない方針。
- 納付金の額が保険料の算定基礎となることから、県が行う公費の分配、市町村間の財政調整方法によって大きく左右される。（各市町村の医療費水準及び所得水準を反映）
- 保険料の引上げが見込まれる市町村に対しては激変緩和措置が講じられる。
- 特別医療費助成の実施により国から課せられる減額措置（ペナルティ）に対する県の財政措置が重点課題。
- 今後、シミュレーションの結果の提示を受け連携会議で協議。

③保険者機能の強化

県は、財政運営の安定化や効率化のため、県内の統一的な運営方針を策定し、県内市町村が担う事務の共同化、標準化を推進。平成30年度に実現可能なものから順次、標準化を実施。

<ポイント>

- 給付に係る情報管理システムの更新（国保連合会が実施）に合わせ、市町村間で処理方法に統一性がない事務処理の標準化を実施。
- 被保険者証の統一化、事務手順及び給付審査基準の統一化などについて協議中。
- 県が市町村事務を一元的に行わない方針。

④サービスの拡充・平準化

法令によるサービス拡充のほか、任意給付（葬祭費等）に係る給付額の統一化等について協議。

<ポイント>

- 県内の市町村間の転居でリセットされていたサービスの引継ぎ（法改正によるもの。高額療養費多数該当に係る支払回数のカウントの引継ぎなど）
- 被保険者証の統一化、事務手順及び給付審査基準の統一化などについて協議中。

（3）今後の協議事項

- ・国からの公費の分配方法
- ・市町村が負担する「国保事業費納付金」の算定方法
- ・県に対する財政負担の要望（地方単独事業に係るペナルティの負担等）
- ・保険料水準の平準化・激変緩和調整の方法

（4）今後スケジュール

- 8月 納付金・標準保険料率の算定シミュレーション
- 10月 国が示す仮係数による納付金・標準保険料率の試算
- 11月 知事による国保運営方針案の公表
パブリックコメントの実施
- 1月 本係数による納付金の試算
納付金に基づき市町村の保険料率を設定
鳥取市国保運営協議会への諮問・答申
- 2月 市議会2月定例会に上程（H30当初予算、条例改正等）